（準用）

第三十八条　第三十三条及び第三十五条の規定は、認定匿名加工医療情報作成事業者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三十三条	第三十二条第一項	第三十三条第三項
	事業者に提供した認定匿名加工医療情報作成医療情報を	供を受けた医療情報取扱事業者から医療情報の提
	し認定匿名加工医療情報作成事業者に対	医療情報取扱事業者から
	提供したとき、	医療情報の提供を受けたとき、
	提供する	医療情報の提供を受ける
第三十五条	第三十二条第二項	第三十三条第四項
	行った	受けた

（立入検査をする者の身分証明書）

第三十九条　法第三十五条第二項の職員の身分を示す証明書は、様式第三十一によるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、法の施行の日から施行する。

（医療情報の提供の事前の届出に関する特例）

第二条　法第三十条第一項の規定による届出は、第二十八条第二項第一号の規定により主務大臣が定めるまでの間は、同項第二号の方法によるものとする。

２　代理人によって前項の規定による届出を行う場合には、前項の届出書に様式第三十によるその権限を証する書面を添付しなければならない。

様式第一（第三条第一項関係）

認定申請書

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、匿名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の認定を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第８条第２項の規定により申請します。

記

１．医療情報の整理の方法

２．医療情報の加工の方法

３．医療情報等及び匿名加工医療情報の管理の方法

４．匿名加工医療情報作成事業を行う役員又は使用人の氏名及び住所
氏名：
住所：

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第８条第３項各号に掲げる認定の基準に適合していることを証する書類及び医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律施行規則第３条第２項各号に掲げる書類を添付すること。

様式第二（第七条関係）

認　定　証

申請のあった匿名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の認定について、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第８条第１項の規定により認定する。

年　　月　　日

内閣総理大臣　　印

文部科学大臣　　印

厚生労働大臣　　印

経済産業大臣　　印

１　名称

２　認定番号

様式第三（第八条第一項関係）

変更認定申請書

認定番号	
認定年月日	

年　　月　　日

内閣総理大臣　殿
文部科学大臣　殿
厚生労働大臣　殿
経済産業大臣　殿

（郵便番号）
住　　所
名　　称
連絡先

下記のとおり、匿名加工医療情報作成事業を適正かつ確実に行うことができるものと認められる旨の変更の認定を受けたいので、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律第９条第１項の規定により申請します。